

## 携帯端末等についての規程

- 1 携帯端末の校内への持ち込みについては、誓約書を提出すること。
- 2 校地内の使用を禁止する。登校した時に電源を切り、朝のS H Rで担任(副担任)に預け、帰りのS H Rで返す。ただし、保護者への連絡についてのみ生徒昇降口での使用を認める。
- 3 携帯端末等を使用する際は、マナー及びモラルに反する行為をしないこと。
- 4 機種の変更、電話番号の変更があった場合は、翌登校日までに届け出ること。
- 5 利用規程違反の場合、保護者の同意のもと、学校で預かる。または、保護者の責任において管理する。ただし、利用規程違反を繰り返した場合はこの限りでない。